

相談支援事業所クランク 事業運営規定

第1条（事業の目的）

有限会社親和（以下「事業者」という。）が運営する相談支援事業所クランク（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営を図るとともに、障害者又は障害児及びその保護者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な事業所のサービス提供を確保することを目的とする

第2条（運営の方針）

事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な支援が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援及び、障害児相談支援の事業を行う。

- 2 事業者は、利用者の意思及び、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業を行う。
- 3 事業者は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行う。
- 4 事業者は、市町村、福祉サービス事業を行う者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- 5 事業者は、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 7 事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）、その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

第3条（事業所の名称及び所在地）

- 1 名 称 相談支援事業所クランク
- 2 所在地 広島県福山市鞆町後地 1144 番地

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

- 1 管理者 1名（常勤「兼務」）
管理者は、事業所の従業員の職種、員数及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し、法令等を遵守させる為必要な指揮命令を行う。
- 2 相談支援員 1名以上
基本相談支援及びサービス等利用計画及び障害児相談支援計画（以下「支援計画」という。）の作成及び、継続的なモニタリング等を行う。

第5条（営業日及び営業時間等）

- 1 営業日 原則、月曜日から金曜日までとする。
但し、8月13日～16日、12月30日～1月3日は閉所とする。
- 2 営業時間 9:00～18:00 とする。
※祝日や行事により営業日・営業時間及びサービス提供時間を変更する場合があります、事業所のカレンダーに記載する

第6条（事業の実施区域）

基本的な実施地域は福山市とする。

第7条（主たる対象者）

特定なし

第8条（内容及び手続き説明及び同意）

事業者は、あらかじめ利用者に対して運営規定の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、事業所の開始についての同意を得るものとする。

第9条（契約内容の報告等額）

事業者は、相談支援の利用に関する契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告する。

第10条（サービス提供困難時の対応）

事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定相談支援事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずる。

第11条（受給資格の確認）

事業者は、相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、対象者であること、支給決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定をいう。以下「支給決定等」という。）の有無、有効期間、支給量等を確認する。

第12条（支給決定等の申請に係る援助）

事業者は、支給決定等に通常要すべき基準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定等の申請について、必要な援助を行う。

第13条（相談支援の具体的取扱方針）

相談支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行う。

第14条（相談支援の提供方法及び内容）

- 1 基本相談支援（地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、利用者又は障害者等の介護を行うものから相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に提供する。以下同じ）
- 2 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供（障害児相談支援の場合は障害児通所支援事業者等の情報提供）
- 3 訪問によるアセスメント及びモニタリング
- 4 支援計画案及び支援計画の作成及び変更
- 5 サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- 6 前各号に掲げる相談支援等に附随する便宜

第 15 条（サービス等利用計画の作成等）

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援における指定サービス利用支援及び指定障害児支援利用援助の方針は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 利用者の希望等を踏まえて作成するよう努める。
 - 2 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。
 - 3 利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等に加えて、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努める。
 - 4 サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
 - 5 サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。
 - 6 アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
 - 7 利用者についてのアセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
 - 8 サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等（障害児相談支援の場合は障害児通所給付費等）の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
 - 9 サービス等利用計画案を作成した際には、そのサービス等利用計画案を利用者等に交付する。
 - 10 支給決定又は地域相談支援給付決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定）を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - 11 サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
 - 12 サービス等利用計画を作成した際には、そのサービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する。
- 2 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援における指定継続サービス利用支援及び指定継続障害児支援利用援助の方針は、次の各号に掲げるところによる。
- 1 サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定）が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定）に係る申請の勧奨を行う。
 - 2 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。
 - 3 前項第 1 号から第 7 号まで及び第 10 号から第 12 号までの規定は、第 1 号に規定するサービス等利用計画の変

更について準用する。

- 4 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等（障害児相談支援の場合は指定障害児入所施設等）への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等（障害児相談支援の場合は指定障害児入所施設等）への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 5 指定障害者支援施設、精神科病院（障害児相談支援の場合は指定障害児入所施設等）等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

第 16 条（利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付）

事業所は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、利用者等に対し、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

第 17 条（地域における生活に移行するための活動に関する支援）

事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。次条において同じ。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めなければならない。

第 18 条（利用者から受領する費用及びその額）

事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援、及び指定障害児相談支援を提供した際は、各相談支援対象障害者等から計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の額の支払を受ける。

その他、通常事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を実施する場合は、必要な交通費（公共交通機関を利用した場合には実費、事業者の自動車を使用した場合には別紙重要事項説明書に定める額）の支払を受ける。

第 19 条（利用者負担額に係る管理）

事業所は、計画相談支援若しくは障害児相談支援を提供している相談支援対象障害者等がその相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等（障害児の場合は指定通所支援）につき法第 29 条第 3 項第 2 号及び児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、相談支援対象障害者等及び指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

第 20 条（各相談支援給付費の額に係る通知等）

事業所は、法定代理受領により市町村から各相談支援給付費の支給を受けた場合は、各相談支援対象障害者等に対し、その額を通知する。

2 事業所は、法定代理受領を行わない相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を各相談支援対象障害者等に対して交付する。

第 21 条（利用者に関する市町村への通知）

事業所は、相談支援を受けている相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって各相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

第 22 条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第 23 条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待防止に関する担当者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、苦情解決に関する体制、成年後見制度の利用支援、虐待防止委員会の設置、を整備し、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるように努める。

- 2 虐待防止に関する担当者は、管理者とする。

第 24 条（衛生管理等）

事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止に関する責任者設置、対策を検討する定期的な研修の実施、従業員に周知徹底を図る。
 - ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

第 25 条（秘密保持等）

従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

- 2 事業所は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、サービス担当者会議又は計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

第 26 条（情報の提供等）

事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとししない。

- 2 事業所は、地域相談支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

第 27 条（利益供与等の禁止）

事業所は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないものとする。

- 2 相談支援専門員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならないものとする。
- 3 事業所及びその従業員は、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特

定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、その福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

4 事業所は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

5 事業所は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

第 28 条（苦情解決）

事業所は、その提供した相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

第 29 条（勤務体制の確保等）

事業所は、利用者に対し、適切な相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

2 事業所は、当事業所の相談支援専門員に計画相談支援又は障害児相談支援の業務（補助の業務を除く。）を担当させるものとする。

3 事業所は、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援を除き、当事業所の従業者によって地域相談支援を提供する。

第 30 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。事業所として実施を計画する研修内容を記載する。

第 31 条（ハラスメント防止のための指針）

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

第 32 条（その他運営に関する事項）

1 職員の資質向上のため、職員の勤務年数・特性・職掌に応じた研修を実施する。

2 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後も同様とする。

4 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保持する。

5 この規定に定める事項のほか、事業所の運営・管理に関する必要な事項については、別に定めることができるものとする。

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。